

大阪市長

横山 英幸 様

大腎協第 24-05-001 号  
2024年 8月 8日

特定非営利活動  
大阪腎臓病患者  
会 長 大西



事務局  
大阪市淀川区西中島 6-2-3  
マンション第 7 新大阪 617 号  
電話番号：06-6885-8030

協議会  
長

## 大規模災害発生時における 透析患者の医療の確保と暮らしに関わる要望書

貴自治体におかれましては益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は住民の医療・福祉行政に格別のご配慮を賜り感謝申し上げます。

私たち特定非営利活動法人大阪腎臓病患者協議会は大阪府内に在住の透析患者を中心として活動を続けている患者団体です。

公益社団法人日本透析医学会の調べによりますと、国内の透析患者は2022年12月31日現在で347,474人、大阪府内の透析患者は、23,391人を数えています。患者全体の平均年齢は69.87歳、2022年に導入した患者に限ると71.42歳であり、その高齢化が顕著となっています。また、医療技術の進歩により、透析年数が10年を超える患者も全体の27.6%を占めるようになりました。こうした長期透析患者や高齢者、糖尿病性腎症を原疾患とする患者の増加に伴い、合併症や重複障害等を抱え、通院や日常生活に介護が必要な透析患者が激増しています。

今年は1月1日に能登半島地震がおき、大きな被害をもたらしました。石川県能登地方では350人の透析患者が透析ができず、福井県や富山県へ搬送され、他県の透析施設で透析を行うという事態になりました。地震はいつどこでおきてもおかしくないのが日本です。関西でも東南海地震がいつ発生してもおかしくないと言われ、対策が検討されているところです。近年は、豪雨や台風などの自然災害が各地で頻発しています。透析患者は災害があっても、どんな時でも透析を止めるわけにはいきません。避難所などに避難しても、透析を受けるために通院しなければなりません。災害が起きた場合、透析患者を含む障害者は災害弱者となる恐れがあります。また、日常生活においても食事制限や水分管理などの一定の配慮が必要です。

以上の状況を踏まえ、別紙の通り要望いたします。

## 要 望 事 項

1. **大規模災害が発生した際、透析患者が透析施設に通院するための手段を確保してください。**

透析患者は交通手段が寸断されても透析を受けるため週3回以上の通院をしなければなりません。通院手段の確保が必要です。通院している透析施設また自宅（居所）が被災し遠方での透析を余儀なくされた場合、移動手段と宿泊先等を確保してください。

2. **大規模災害が発生した際、避難所等に透析患者が避難する場合は、透析患者の特徴を理解し十分に配慮してください。**

- ①食事制限（塩分、カリウム、タンパク質、リンの摂取制限）を必要とするため、配給される食糧や飲物について配慮をお願いします。
- ②合併症による障害で足腰が弱い者が多いため、段差等への配慮をお願いするとともに、仮設トイレについては、障害者用トイレや洋式トイレの設置をお願いします。
- ③ウイルスや細菌などに対する抵抗力が弱く感染症を併発すると重症化しやすい傾向にあるため衛生対策をお願いします。

3. **大規模災害が発生した際、透析施設の情報透析患者・家族等に十分に伝わるよう配慮してください。**

大規模災害の際は、避難所・自宅（居所）等の居場所を問わず透析患者・家族等に透析施設や透析の実施状況等の情報が十分に伝わるよう配慮してください。

4. **大規模災害が発生した際、貴自治体内にある透析施設の、速やかなインフラ（水道・電気等）の復旧に努めてください。**

透析を受けるためには、電気とともに患者1人に対し1回約120リットルの水が必要です。透析施設への水の供給が止まった場合、透析を受けることはできません。電気の供給が止まった場合も同様です。最大限のご配慮をお願いします。

5. **災害時における患者会と自治体との連絡網を整備するとともに、日頃から問題点の把握と情報共有をするための協議の場を設けてください。**

貴自治体の担当窓口（担当者）の公開をお願いするとともに、定期的に患者団体との連絡会を開催し日頃から問題点の把握と情報の共有ができる体制を整備してください。

以上のとおり要望いたします。

2024年 8月 8日  
特定非営利活動法人 大阪腎臓病患者協議会